

議 第 3 号 議 案

高校生の政治的活動の自由を侵害する文部科学省通知の撤回を求める意見書の提出について

高校生の政治的活動の自由を侵害する文部科学省通知の撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年3月16日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 大 谷 順 子

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 寺 田 玲

同 小 川 匠

提 案 理 由

高校生の基本的人権を守る理由から、高校生の政治的活動の自由を侵害する文部科学省通知の撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

高校生の政治的活動の自由を侵害する文部科学省通知の撤回を求める意見書

文部科学省は今年1月29日に配布した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に関するQ&Aの中で休日や放課後に校外での政治的活動に参加する場合学校への届出制の導入を禁止しない方針を示しました。学校（校長）が判断すれば高校生の政治的活動を広範囲に禁止・制限できるとする文部科学省初等中等教育局長通知（2015年10月29日付け）を具体化したものです。

こうした動きの中で、愛媛県では県教育委員会が主導して、公立高校で、生徒がデモや集会などの政治的活動に参加する際に「許可・届出」制を導入するなどの校則改訂を推進していることが報道され、高校生に対する人権侵害だと批判の声が上がっています。

すべての国民は、その年齢を問わず、政治的活動を自らの判断で行う自由を持っています。憲法第19条（思想及び良心の自由）、第21条（集会・結社・表現の自由）、第16条（請願権）などはすべての国民に保障されているものであり、高校生であることを理由に禁止・制限することは憲法上許されることではありません。

よって、富士見市議会は、政府に対し、高校生の政治的活動の自由を侵害する文部科学省通知の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
文部科学大臣 鳴海浩様